# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 5 月 22 日現在

研究種目:基盤研究(C)

研究期間:2007 ~ 2009 年度

課題番号:19530106

研究課題名(和文) ドイツの非軍事紛争解決政策に関する研究

研究課題名(英文) studies about the German policy of civil conflict resolution

研究代表者 木戸 衛一

(KIDO EIICHI)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号:70204930

#### 研究成果の概要(和文):

ドイツにおける非軍事紛争解決政策は、逆説的なことに、コソヴォ空爆で、第二次世界大戦後初めて実戦への参加を決断した社会民主党・緑の党の「赤緑連合政権」によって制度化された。それは、「赤緑」以後の政権の組み合わせの変化に影響されることなく、政府機関・研究機関・NGOによって、理論面・実践面の深化が着実に示されている。しかし、非軍事紛争解決政策の意義が、アフガニスタン派兵に代表される現実の軍事政策のために空洞化する危険も否定できない。

### 研究成果の概要 (英文):

In Germany it was the red-green coalition government led by Chancellor Gerhard Schröder that institutionalized the policy to promote peaceful conflict management (ZKB: Zivile Konfliktbearbeitung). It was paradoxical, because this government decided Germany's military participation for the first time since World War II (Kosovo war). In spite of changes of administration after the red-green coalition this policy of peaceful conflict management has been further developed both theoretically and practically by the government agencies, research institutes and NGOs. But its meaning might become hollow as a result of military decisions such as the Bundeswehr's mission in Afghanistan.

# 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2008年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2009年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
年度			
年度			
総計	3, 100, 000	930, 000	4, 030, 000

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目:政治学・政治学

キーワード:平和研究、非暴力、シンクタンク、NGO

### 1. 研究開始当初の背景

2005年8月15日、ドイツ・インド・ブラジルとともに、国連安全保障理事会の常任理事国入りしようとする日本のもくろみは、完全に失敗に終わった。常任理事国制度の非民主性、大国中心・武力偏重の「安全保障」といった根本問題はさておき、この一件は、国際社会における日本とドイツの立場の違いを改めて明らかにした。すなわち、ドイツが常任理事国入りに近隣諸国の支持を取りつけたのに対し、日本は、ODA などを圧力に利用しながらも、周辺諸国の支持を得られなかったのである。

その原因としては、大きく言って、(1)日本は、ドイツと異なり、侵略戦争によって多大の被害をもたらしたことについて、近隣の国々と和解を達成していないこと、(2)ドイツがフランスとともに、欧州統合の牽引車になっているのに対し、日本は、「日米同盟」に執着するのみで、地域統合への熱意が乏しいこと、(3)国連・国際法無視のイラク戦争を行った米国に対して、日本が盲従したのとは対照的に、ドイツは公然と「イラク戦争反対」を唱えたこと、が挙げられる。

他方でドイツは、1994年7月12日の連邦憲法裁判所による NATO 域外派兵合憲判決を経て、1999年3月24日のコソヴォ空爆に参加、第二次大戦後初めて戦闘行為を行った。そして、ドイツは今や常時7000~8000人規模の派兵をしているにもかかわらず、それが国際社会からさほど不安視されていないのはなぜか。そこには、コソヴォ空爆参加を決断した「赤緑政権」下で始まった非軍事紛争解決政策がなにがしかの役割を果たしているのではないか。それが本研究課題に取り組む動機であった。

#### 2. 研究の目的

本研究の目的は、武力紛争の原因と帰結とを持続的に取り除くうえで、力による「安全」が、さらなる暴力の連鎖を招来することから、近年そのオルターナティヴとして評価が高まっている非軍事紛争解決政策を、日本と同じく 65 年前に「二度と戦争はしない」と国際社会に誓ったドイツに即して、理念と実践の両面から検討し、その実像を明らかにすることにある。

#### 3. 研究の方法

本研究の方法は、大まかに言って、文献 (インターネットによる公開情報を含む)の検証と現地調査である。

前者に関しては、そもそもドイツの非軍事 紛争解決政策が制度化されてから日が浅い ため、体系的な研究書はまだ出ておらず、当 該政府機関の活動報告書(たとえば、Dr. Winrich Kühne (Hrsg.), 7 Jahre zif, Berlin 2009) ないしは NGO による実践紹介 (たと えば、Christine Schweitzer, Gewaltfrei erfolgreich. Professionelle Praxis in ziviler Friedensförderung, Stuttgart: Institut für Auslandsstudien, 2009 % Konsortium ziviler Friedensdienst (Hrsg.), Gewaltfrei für den Frieden. Menschen und Projekte -Eine Reise um den Globus, Frankfurt a.M.: Brandes & Apsel, 2009) の類にとどまって いる。他方で、インターネットによる公開情 報やパンフレット・ニューズレター類は枚挙 にいとまがない。

後者に関しては、非軍事紛争解決に携わる 政府機関・研究機関・NGOを訪れ、担当者 との意見交換を行った。

#### 4. 研究成果

# (1)概念

ドイツ語では、非軍事紛争解決は Zivile Konfliktbearbeitung (ZKB) という。それが意味するのは、①平和創造、②平和維持、③平和構築である。①は、交渉を通じての、紛争の内実に関する一致の追求で、ドイツ語では Fridensstiftung/Friedensstiftung と表記するが、英語の Peacemaking ほど明確ではない。②は、暴力を食い止め安全を回復することで、Friedenssicherungと表記する(英語の Peacekeeping)。③は、武力紛争の本来的な原因と帰結とを取り扱うもので、ドイツ語では Friedenskonsolidierung と表記することもある(英語では Peacebuilding)。いずれにしても重要なことは「非軍事」であって、行為主体が国家の代表か、市民社会

の組織の代表であるかは問題ではない。

#### (2)ZKB 活動の具体例

- ・停戦維持を監視するなど、非軍事の監視ミッション
- ・非武装による人権活動家の護衛
- ・直接的な救命援助を初めとする、戦争被災 者への人道援助
- ・あらゆる種類の軍縮・軍備管理活動
- ・武装解除、動員解除、元兵士の再統合(DDR)
- 地雷撤去
- ・「紛争に敏感な konfliktsensitiv」再建支援
- トラウマを抱えた人々への支援
- ・発生した不法への取り組み
- ・「平和の文化」の促進

蛇足ながら、2010年は、国連「世界の子どもたちのための平和の非暴力の文化国際10年」の最終年であり、1999年9月13日に国連総会が決議した「平和の文化に関する宣言」を想起することも有用と思われる。

## (3) ドイツ政府の ZKB との関わり方

1998~2005 年の「赤緑連合政権」下で始 まった ZKB は、連邦予算によって助成され ている。連邦官庁単独、あるいは省庁間(と りわけ連邦経済協力開発省と外務省の協力) のプロジェクトが進められている。特に重要 な役割を果たしているのは、①「非軍事平和 機関」(ZFD: Ziviler Friedensdienst、所在 地ボン)、②外国関係研究所 (Institut für Auslandsbeziehungen、所在地ベルリン)の 「非軍事紛争解決」(zivik) プログラムを通 じた、市民社会平和プロジェクトの助成、③ 国際平和出動センター(ZIF: Zentrum für Internationale Friedenseinsätze、所在地べ ルリン)によるプロジェクト助成である。① は、1999年の設立以来、528人の専門家を 50 カ国に送り込んでいる。その全プログラム は、経済協力開発省が、外務省と連携しなが ら決定している。②は 2001 年より、外務省 の予算から、世界の紛争地域で実施されてい るさまざまな非軍事紛争解決プロジェクト を助成・記録・評価している。 ③は 2002 年 より、国連・OSCE・EU の和平・監視活動 を行う人員のトレーニング、専門家の養成、 登用人員のリクルートと育成、非軍事紛争解 決に関する分析・助言・会議開催などを行っ ている。

各機関の個別プロジェクトの成功・不成功については、それぞれに即して内在的な事例研究が要請される。いずれにしても、これら非軍事紛争解決に向けたプロジェクトは、「赤緑」後の2回の政権交代を経ても削減されることはなく、ドイツの政策部門として完全に定着していることは重要な点として確認できる。

しかしながら、ドイツは他方で、アフガニスタン国際治安支援部隊(ISAF)の一員として、同国における軍民一体型の「地域復興チーム」(PRT)を主導している。このような「軍民協力」Zivil-militärische Zusammenarbeitは、ZKBと関係ないだけでなく、さまざまな非軍事・軍事活動の混淆を意味し、上記諸プロジェクトの意義を自ら減じてしまう恐れがある。

## (4)NGO の取り組み

ドイツにおいて ZKB は、政府機関だけでなく、平和運動や開発支援関連の NGO も積極的に関わっている。それらは、平和・紛争研究に携わる大学・研究機関も参加した連合体を形成している。特に重要な連合体としては、①「非軍事平和活動コンソーシアム」、②「非軍事紛争解決プラットフォーム」、③「平和のための協同」が挙げられる。

①には、「開発支援事業団」(AGEH:ケル ン)、「キリスト教専門家インターナショナ ル」(CFI:シュトゥットガルト)、「ドイツ開 発奉仕」(DED: ボン)、「エイレーネ」(ノイ ヴィート)、「福音主義開発奉仕」(EED:ボ ン)、「世界平和奉仕」(WFD:ベルリン)、「非 軍事平和奉仕フォーラム」(ボン)、「平和の ための奉仕活動共同体」(AGDF:ボン)とい った名だたる開発支援 NGO が参加しており、 そのセンターはボンに置かれている。②は、 平和活動・紛争解決/調停・人権・人道支援・ 開発協力・科学などの分野に関わる 130 人の 個人および 53 の団体による開かれたネット ワークで、本部はケルンにある。③は、約50 の平和運動団体の連合体で、本拠をボンに置 いている。

これら NGO (ないし NGO 連合体) の活動は、ワークショップあり出版ありと非常に多彩であり、政府系 ZKB 活動に対する見方も一様ではない。おおまかな傾向としては、歴史ある大規模な NGO は政府系 ZKB に比較的好意的で、小規模で草の根の平和活動を行っている NGO はこれに批判的である。

### (5)欧州 レベルの ZKB

言うまでもなく、ドイツの外交・安全保障 政策は、EUのそれと密接なかかわりがある。 そこで、欧州レベルの ZKB についても調査 を実施し、下記の知見を得た。

欧州安保・防衛政策は、どうしても軍事の側面が目立つものの、ZKBの要素も内包している。その活動は、人道支援、救出業務、地雷撤去、武装解除、警察官派遣、行政・法制面の民主化支援、選挙・人権監視、紛争仲介などの分野に及ぶ。

EU の非軍事平和構築ミッションの具体的 事例としては、2003 年以来ボスニア=ヘル ツェゴヴィナで活動している欧州警察ミッ ション (EUPM)、2008 年以来コソヴォで活動している法治国家ミッション (EULEX)、 $2005\sim2006$  年に東チモールのアチェで活動したアチェ・モニタリング・ミッション (AMM) がある。

2007 年より、いわゆる「安定のための手段」(Instrument for Stability) に関わる EU 予算から、第三国との開発協力、資金・経済・技術協力の分野で、困窮、危機や、民主主義、法と秩序、人権・基本権の保護に脅威となる状況などに焦点を当てた諸措置が助成を受けている。この枠組の中で、「平和構築パートナーシップ」と銘打って、NGO にも資金援助がなされている。

欧州レベルで ZKB に携わる国際 NGO と しては、「クェーカー欧州問題審議会」 (QCEA:ブリュッセル)や「欧州非暴力平 和隊」(ブリュッセル)がある。さらに、欧 州レベルのネットワークとしては、①「欧州 平和構築連絡事務所」(EPLO)、②「非軍事 平和奉仕欧州ネットワーク」(EN.CPS)、③ 「欧州よ、平和に投票せよ」などがある。① はブリュッセルにあって、25のメンバーが合 同で、EU の政策決定者に対し、持続可能な 非軍事平和政策の促進を働きかけている。② は、①の構成メンバーでもあるが、EU 各国 にある既存の専門家・ボランティア活動と同 様の非軍事平和奉仕を欧州レベルで定着さ せようというもので、毎年各国持ち回りで大 会を開いている。③は、EU による紛争解決 の非軍事的方法の強化を目標として、2009 年の欧州議会選挙を前に結成された、EU 加 盟国平和団体の緩やかな結合体で、ドイツで は前述の「非軍事平和奉仕フォーラム」と「社 会防衛連盟」(BSV、ミンデン)とがイニシ アティヴをとっている。

#### (6)総括

ドイツにおける ZKB は、スタートしてまだ約 10 年と歴史は浅いが、その意義は、官民双方で明瞭に認められている。ただし、政府機関の ZKB の場合、その軍事政策との境界が不明瞭であるため、却って不信感を招く面もある。民間の ZKB は、欧州レベルでの連携を強めることなどを通じて、その発言力を強めることが課題と考えられる。

# 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

① <u>木戸衛一</u>「武器なしで平和を創るドイツの実践」『わだつみのこえ』130 号 (5~11 頁) 査読無、2009 年

〔学会発表〕(計 2件)

- ① <u>Eiichi Kido</u>, Militarisation in Germany and Japan : Deutsch-Japanische Gesellschaft für Sozialwissenschaften (2008年8月31日、Osnabrück)
- ② <u>木戸衛一</u>「新たなる植民地主義?ー〈対 テロ戦争〉の言説分析ー」日本平和学会 (2007 年 6 月 9 日、早稲田大学)

## 〔図書〕(計 2件)

- ① 伊藤誠・本山美彦(編)『危機からの脱出 変革への提言』(御茶の水書房、2010年) 所収、<u>木戸衛一</u>「「武力神話」克服を阻害 する NATO と AMPO」(90~101 頁)
- ② György Széll, Ute Széll (eds.), Quality of life and working life in comparison, Frankfurt am Main: Peter Lang, 2009 所収 <u>Eiichi Kido</u>, Militarization in Japan and Germany (pp.87-94)

### 6. 研究組織

(1)研究代表者

木戸 衛一(KIDO EIICHI)

大阪大学·大学院国際公共政策研究科· 准教授

研究者番号:70204930